

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）について

1. 目的

人の健康や環境に対する悪影響（毒性）、環境中で分解しにくい性質（難分解性）、生物や体内に蓄積されやすい性質（生物蓄積性）、大気・水・移動性生物を通じて国境を越えて長距離を移動しやすい性質（長距離移動性）といった性質を有する物質を POPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）という。

POPs から人の健康及び環境の保護を図る目的で締結され、平成16年5月17日発効（日本は平成14年8月30日に締結）。令和5年7月現在186ヶ国・地域が締結。

2. 各国が講ずべき対策

- （1）対象物質の製造、使用等の原則禁止（PCB等）
- （2）対象物質の製造・使用等の制限（DDT、PFOS等）
- （3）非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン等）
- （4）POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- （5）これらの対策に関する国内実施計画の策定 等

3. 我が国のこれまでの対応

- 条約に盛り込まれた対策については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、農薬取締法、ダイオキシン類対策特別措置法等で措置。
- 関係省庁連絡会議（議長は環境省環境保健部長）において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承。以後、平成24年、平成28年、令和2年にそれぞれ関係省庁連絡会議において国内実施計画の見直しを行い、改定。

4. 条約対象物質の追加

ストックホルム条約の第11回締約国会議（令和5年5月）において、同条約の附属書A（廃絶）に、デクロランプラス、UV-328、メトキシクロルを追加することが決定。令和6年2月、国連事務局が附属書への物質追加に関する情報を締約国に送付し、約1年後の令和7年2月に発効。

POPs 条約の規制対象物質のうち農薬用途があるもの

物質名	主な用途	農薬としての登録	農薬登録の失効	省令による販売禁止農薬
DDT (ANNEX B)	殺虫剤、ジコホルの製造中間体	S23.9.27	S46.5.1	○
アルドリン (ANNEX A)	殺虫剤	S29.6.3	S50.2.19	○
ディルドリン (ANNEX A)	殺虫剤	S29.6.3	S50.6.1	○
エンドリン (ANNEX A)	殺虫剤	S29.6.3	S50.12.18	○
クロルデン (ANNEX A)	殺虫剤、シロアリ駆除、合成接着剤の添加物	S25.9.18	S43.12.17	○
ジコホル (ANNEX A)	殺虫剤	S31.12.26	H16.3.19	○
ヘプタクロル (ANNEX A)	殺虫剤、シロアリ駆除、地下ケーブル用の箱に使用	S32.4.24	S50.5.4	○
トキサフェン (ANNEX A)	殺虫剤	—	—	○
マイレックス (ANNEX A)	シロアリ駆除、難燃剤	—	—	○
クロルデコン (ANNEX A)	殺虫剤	—	—	○
ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル (ANNEX A)	殺菌剤	S29.3.29	H2.6.26	○
ペンタクロロベンゼン (ANNEX A 及びC)	農薬製造時の非意図的生成物など	—	—	○
ヘキサクロロベンゼン (ANNEX A 及びC)	駆除剤の溶剤、非意図的生成物	—	—	○
リンデン (ANNEX A)	殺虫剤	S24.2.24	S49.11.27	○
α-ヘキサクロロシクロヘキサン (ANNEX A)	リンデンの副生物	—	—	○
β-ヘキサクロロシクロヘキサン (ANNEX A)	リンデンの副生物	—	—	○
エンドスルファン (ANNEX A)	殺虫剤	S35.12.3	H22.9.29	○
メトキシクロル (ANNEX A)	殺虫剤	S25.9.18	S35.6.14	追加予定

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2019年改正版仮訳）（抜粋）

第三条 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

1 締約国は、次のことを行う。

- (a) 次のことを禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとること。
 - (i) 附属書 A の規定が適用される場合を除くほか、同附属書に掲げる化学物質を製造し及び使用すること。
 - (ii) 附属書 A に掲げる化学物質を輸入し及び輸出すること。ただし、2 の規定に従うものとする。
- (b) 附属書 B の規定に従い、同附属書に掲げる化学物質の製造及び使用を制限すること。

第五条 意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

締約国は、附属書 C に掲げる個々の化学物質の人為的な発生源から生ずる放出の総量を削減するため、その放出を継続的に最小限にし及び実行可能な場合には究極的に廃絶することを目標として、少なくとも次の措置をとる。

(略)